

知らない間に**消防法令違反**に

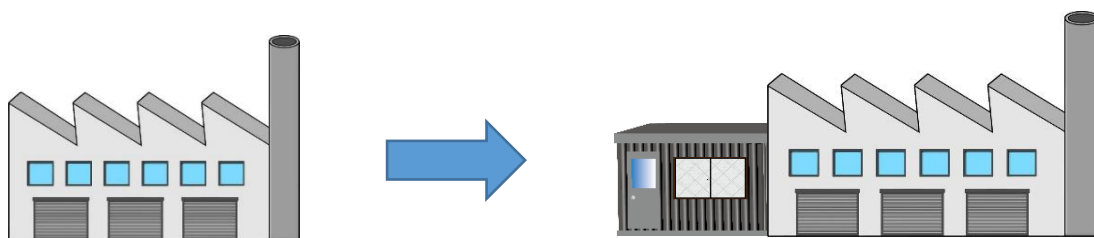


建物関係者の皆様へ

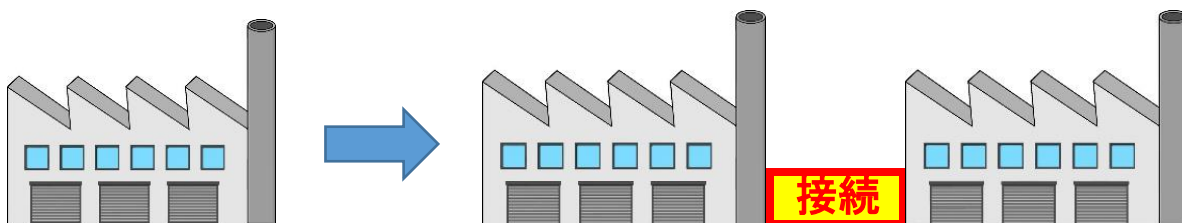


こんな時は、**必ず消防署へ事前相談**を！

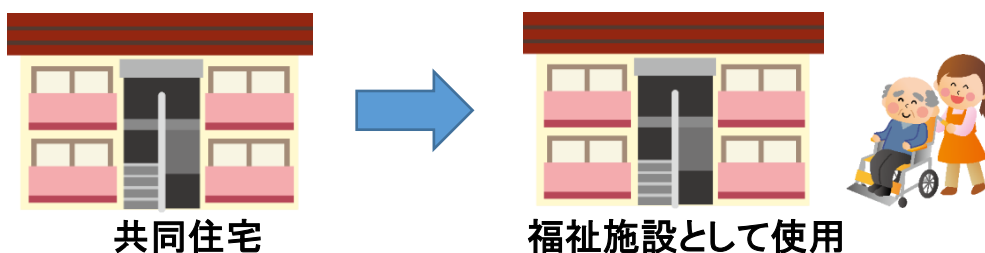
【例 1】 建物を**増築**する場合



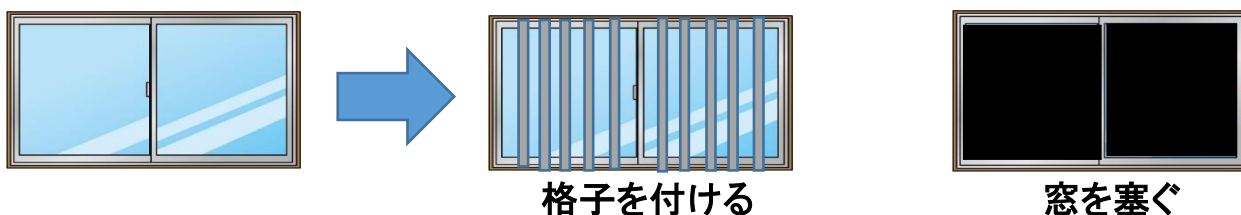
【例 2】 隣接する建物間を**接続**する場合



【例 3】 建物の**用途変更**



【例 4】 改装工事に併せて、**開口部(出入口・窓)を塞ぐ**



消防署へ事前相談や届出なく建物の使用を開始した場合、消防法令違反に気づかず大切な従業員やお客さんを危険な建物へ招き入れることとなります。

建物の増改築や建物同士の接続、共同住宅を福祉施設に用途変更したり、開口部(窓、出入口)を塞いだりすることで、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備などの設置が新たに必要となることがあります。

事例の消防法令違反を解消するには、次のような方法があります。

例1 増築等をした部分を撤去、接続部分を切り離す、テナントの退去、開口部(窓等)の復元

例2 必要となる消防用設備を設置する。

☆消防法令に違反した場合

①違反建物を公表します

消防本部ホームページに建物の違反情報を掲載し、建物の危険性を公表する場合があります。

②行政処分の対象となります

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。また、命令を受けると建物の出入口付近に危険を知らせる標識が設置されます。

【罰則内容の例】

消防法第17条の4に基づく措置命令違反:「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

建物を利用する方々の「安心・安全」のために

まずは、
最寄りの消防署や
各分署に相談を！！



【お問い合わせ先】

奥州金ヶ崎行政事務組合
消防本部
水沢消防署 0197-24-7211
江刺消防署 0197-35-8119
前沢分署 0197-56-3820
金ヶ崎分署 0197-44-2442
胆沢分署 0197-46-2441
衣川分署 0197-52-3226